”なんだか聞こえにくい”
その悩み、補聴器を考える時期かも。
そこで皆様に耳より情報！

補聴器購入費用、助成します！

対象

次のすべてに該当する人
- 本市に住民登録がある65歳以上の人
- 耳鼻咽喉科の医師が補聴器の必要性を認めた人
- 申請受付日時点で住民税非課税である人
- 障害者総合支援法に基づく補装具費（補聴器）の支給対象でない人

内容

- １人１台１回限り
- 上限２万円
  ※補聴器本体購入に係る費用のみ

手続

裏面のとおり
※助成決定前の購入は対象外
※管理医療機器の補聴器のみ対象
（集音器等は対象外）

効果測定

事業効果を測るため、助成金の交付を受けた方には、交付から３年間の調査を実施します。
生活状況や心身状態、補聴器の使用状況に関する調査への回答と脳の健康度チェック（認知症検診）の受診へのご協力をお願いいたします。

手続きチェック表

✎ **順番通り** に進めましょう

✎ **上から順に☑チェック** を付けると安心！

✎ ご不明な点はお気軽に**お問合せください！**

申請

☐ 申請書の取得
長寿支援課窓口、市ホームページで取得できます。

☐ 資格要件の確認
資格要件の確認のため、必ず長寿支援課へお問い合わせください。

☐ 耳鼻咽喉科の受診
申請書の下段に、医師による診断と意見書の記入が必要です。
※受診料、検査料、文書料等は自己負担となります。

☐ 申請書の提出 ※受診からおおむね３か月以内
申請書の上段を記入し、窓口に提出してください。
受付時に現状の聞き取りをします。

☐ 通知書の受領
申請に対する決定・却下の通知書が届くまでお待ちください。

☐ 補聴器の購入（※集音器等は対象外）
決定通知書が届いてから補聴器を購入
※領収書と保証書等を受け取ってください。
※通知が届く前に購入すると助成の対象外になります。

請求

☐ 請求書の提出 ※決定通知受領からおおむね３か月以内

決定通知に同封の請求書を記入し、窓口に提出してください。

必要書類（いずれも写しを用意してください。）
☐ 領収書・保証書等
☐ 振込先口座（本人名義）

問合せ先　草加市役所長寿支援課　相談支援係
電話：048-922-1281　FAX：048-922-3279